

旧	新
第12編 港湾危険物等災害対策編 第1章 災害予防 第1節 港湾災害対策の推進 第1 各種事業・計画に基づく対策の実施 □港湾における危険物等に関する災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、危険物等の取扱区域を他の区域から極力分離するなど、港湾計画策定時等に防災上の配慮を行うとともに、港湾計画等に基づき危険物等に関する災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することにより、安全で信頼性の高い港湾空間を確保し、災害に強い国づくり・みなとづくりを推進するものとする。 第2 港湾施設の整備及び災害に対する安全性の確保等 □国内外の社会経済活動への影響を最小化するため、港湾の規模、港湾間の代替・補完機能を考慮しつつ、危険物取扱施設の集約、重要な港湾施設までの保安距離の確保、危険物取扱施設への進入経路の多重化等、災害に強い港湾整備を進め、大規模な港湾災害の発生に対する安全性、信頼性を高めるものとする。 □住民避難や被災地の復旧・復興の支援拠点となる臨海部防災拠点について、危険物等取扱施設との距離等にも配慮しつつ整備を推進するとともに、港湾管理者に対して防災拠点が適切に管理運営されるようマニュアル等を整備し周知するものとする。 <u>□被災地近傍に曳航し輸送拠点や災害復旧拠点となる浮体式防災基地については、その機動性から危険物等の災害に対しては特に有効であり、他の災害の発生の可能性、活用方法等も考慮しつつ、計画的に整備を推進するとともに、災害時における円滑かつ適切な防災活動が実施されるよう、災害時の手続の簡素化等に配慮しつつ、あらかじめ関係機関において浮体式防災基地の運用に関する協定等を整えておくものとする。</u>災害発生時に避難場所や災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着き場等の整備を推進する。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第1 情報の収集・連絡体制等の整備 □石油コンビナート等災害防止法特別防災地域以外の地域についても、港湾においては危険物等の取扱施設が集積し、それに関連した荷役活動が行われていることに鑑み、危険物等の取扱事業者が自主防災組織や共同防災組織の設置に努めるよう、港湾管理者等と連携し、事業者に対する必要な助言等を行うものとする。 □港湾内の事業所内の災害発生について、事業所の自主防災組織や共同防災組織とも連携をとり、円滑な情報伝達のための体制を整備するとともに、災害発生時の情	第12編 港湾危険物等災害対策編 第1章 災害予防 第1節 港湾災害対策の推進 第1 各種事業・計画に基づく対策の実施 □港湾における危険物等に関する災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、危険物等の取扱区域を他の区域から極力分離するなど、港湾計画策定時等に防災上の配慮を行うとともに、港湾計画等に基づき危険物等に関する災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することにより、安全で信頼性の高い港湾空間を確保し、災害に強い国づくり・みなとづくりを推進するものとする。 第2 港湾施設の整備及び災害に対する安全性の確保等 □国内外の社会経済活動への影響を最小化するため、港湾の規模、港湾間の代替・補完機能を考慮しつつ、危険物取扱施設の集約、重要な港湾施設までの保安距離の確保、危険物取扱施設への進入経路の多重化等、災害に強い港湾整備を進め、大規模な港湾災害の発生に対する安全性、信頼性を高めるものとする。 □住民避難や被災地の復旧・復興の支援拠点となる臨海部防災拠点について、危険物等取扱施設との距離等にも配慮しつつ整備を推進するとともに、港湾管理者に対して防災拠点が適切に管理運営されるようマニュアル等を整備し周知するものとする。 □災害発生時に避難場所や災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着き場等の整備を推進する。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第1 情報の収集・連絡体制等の整備 □石油コンビナート等災害防止法特別防災地域以外の地域についても、港湾においては危険物等の取扱施設が集積し、それに関連した荷役活動が行われていることに鑑み、危険物等の取扱事業者が自主防災組織や共同防災組織の設置に努めるよう、港湾管理者等と連携し、事業者に対する必要な助言等を行うものとする。 □港湾内の事業所内の災害発生について、事業所の自主防災組織や共同防災組織とも連携をとり、円滑な情報伝達のための体制を整備するとともに、災害発生時の情

第12編 港湾危険物等災害対策編

報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備し、その周知を徹底するものとする。また、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

□迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど体制を整備するとともに、災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方整備局は、初動体制に関するマニュアル等を整備し適切な対応を行うものとする。

□危険物等の災害については、地方整備局港湾空港部や工事事務所等現場の第一線基地が災害発生した港湾内に存し、各種の制約を受ける場合が他の災害にも増して多いことが考えられるため、庁舎自体の被災のみならず使用規制・交通規制等により当該庁舎が使用できない場合も想定し、代替庁舎の指定や非常参集要員の選定に特に配慮するものとする。また、災害による停電等に対応するため、非常用発電設備を設置し、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

(略)

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

□職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得よう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

□関係機関とも連携のうえ、事業者等に対し防災に関する関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施及びその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

□防災知識の普及に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

□防災週間等の行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

□防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

□防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、児童等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保

□東海地震警戒宣言等、港湾における危険物等取扱施設に被害を及ぼす可能性のある情報の入手が円滑に行われるような体制を確保するとともに、港湾管理者等とも連携し災害危険箇所等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、関係機関、報道機関等を通じて港湾利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。その

報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備し、その周知を徹底するものとする。また、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

□迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど体制を整備するとともに、災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方整備局は、初動体制に関するマニュアル等を整備し適切な対応を行うものとする。

□危険物等の災害については、地方整備局港湾空港部や港湾・空港整備事務所等現場の第一線基地が災害発生した港湾内に存し、各種の制約を受ける場合が他の災害にも増して多いことが考えられるため、庁舎自体の被災のみならず使用規制・交通規制等により当該庁舎が使用できない場合も想定し、代替庁舎の指定や非常参集要員の選定に特に配慮するものとする。また、災害による停電等に対応するため、非常用発電設備を設置し、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

(略)

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

□職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得よう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

□関係機関とも連携のうえ、事業者等に対し防災に関する関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施及びその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

□防災知識の普及に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

□防災週間等の行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

□防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

□防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保

□東海地震警戒宣言等、港湾における危険物等取扱施設に被害を及ぼす可能性のある情報の入手が円滑に行われるような体制を確保するとともに、港湾管理者等とも連携し災害危険箇所等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、関係機関、報道機関等を通じて港湾利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。その

第12編 港湾危険物等災害対策編

際、災害時要援護者にも配慮するとともに港湾利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

□危険物等の災害が発生した場合、災害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部（以下、この編において「政府本部」という。）設置後は別に定める申し合わせ事項等に基づき関係機関との情報連絡にあたるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報等の把握、連絡

□大規模な危険物等の災害が発生した場合、現地からの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認するものとする。地方整備局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の港湾災害が発生した場合、直ちに、国土交通省非常災害対策本部（以下「非常本部」という）等及び本省内各局に連絡するものとする。

(2) 被害情報等の把握、連絡

□本省、地方整備局、港湾管理者等は、災害発生後、関係機関とも連携のうえ二次災害に留意しつつ施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方整備局、港湾管理者等は概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

□本省内各局は、地方整備局、港湾管理者等より港湾施設の被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。

□非常本部等または本省内各局は、港湾施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとする。

（略）

第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

□被害拡大を防止するための消火活動や流出油回収への協力を行うため、油回収船の出動が迅速に行えるよう準備を整えるものとする。また、消防等から要請があった場合は、速やかに出動し消火活動等を実施するものとする。

（略）

際、災害時要援護者にも配慮するとともに港湾利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

□危険物等の災害が発生した場合、災害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部（以下、この編において「政府本部」という。）設置後は別に定める申し合わせ事項等に基づき関係機関との情報連絡にあたるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報等の把握、連絡

□大規模な危険物等の災害が発生した場合、現地からの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認するものとする。地方整備局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の港湾災害が発生した場合、直ちに、国土交通省非常災害対策本部（以下「非常本部」という）等及び本省内各局に連絡するものとする。

(2) 被害情報等の把握、連絡

□本省、地方整備局、港湾管理者等は、災害発生後、関係機関とも連携のうえ二次災害に留意しつつ施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方整備局、港湾管理者等は概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

□本省内各局は、地方整備局、港湾管理者等より港湾施設の被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。

□非常本部等または本省内各局は、港湾施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理~~大臣~~官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理~~大臣~~官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとする。

（略）

第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

□被害拡大を防止するための消火活動や流出油回収への協力を行うため、油回収船~~等~~の出動が迅速に行えるよう準備を整えるものとする。また、消防等から要請があった場合は、速やかに出動し消火活動等を実施するものとする。

（略）

第12編 港湾危険物等災害対策編

第7節 災害発生時における応急復旧工事等の実施

□港湾施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や港湾機能の確保等を図るため、危機管理システム（復旧支援システム等）を活用しつつ、応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。また、応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（略）

第13節 災害発生時における広報

□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、航路規制・通行規制等の状況等、港湾利用者や住民、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報をマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。

第7節 災害発生時における応急復旧工事等の実施

□港湾施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や港湾機能の確保等を図るため、危機管理情報システム（復旧支援システム等）を活用しつつ、応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。また、応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（略）

第13節 災害発生時における広報

□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、航路規制・通行規制等の状況等、港湾利用者や住民、被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。